

<中央研修所>

平成 28 年度特定行政書士ブラッシュアップ研修 (③愛知、⑤福岡)

事前課題

今回のブラッシュアップ研修では、講師より事前課題が示されています。事前課題は、本研修の受講効果を高めるためのものです。積極的な取り組みをお願いいたします。次の事前課題 1 および 2 (共通問題※) の事案と設問を読み、解答について検討いただき当日の研修会にご参加ください。

- ・事前課題への取り組みは任意です。
- ・解答案は適宜プリントアウトするなどして当日ご持参ください (書式等は自由です)。
- ・研修会当日に講師より解説を行います (採点等はいたしません。また回収も行いません)。

※共通問題は、他日程 (①東京、②東京、④大阪) での事前課題です。

ブラッシュアップ研修・事前課題 1

設問 1 建築関係

(1) 事例 1

XはY市建築主事に対して建築確認申請をした（建築基準法6条1項）。建築主事は建築基準関係規定に適合しないことを理由として、Xの建築確認申請に対して拒否処分（以下「本件拒否処分」という。）をした（建築基準法6条7項）。

ア 本件拒否処分について不服があるXが、不服申立を行う場合、その相手方はどこになるか。

イ 本件において、Xは行政不服審査法に基づく審査請求を行わずに直ちに訴訟を提起することは可能か。

ウ 行政不服審査法に基づく審査請求と行政事件訴訟法による行政訴訟とを選択できる場合のそれぞれのメリットを考えなさい。

ウ アによる審査請求が棄却された場合、その後どのような手続が考えられるか。

(2) 事例 2

AはB市建築主事に対して建築確認申請をした（建築基準法6条1項）。しかしながら、B市建築主事からは2ヶ月以上経っても本申請に対して何らの応答もない。この場合、Aは誰に対して、どのような不服申立をすることができるか。

○建築基準法（抜粋）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第6条 建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合・・・その計画が建築基準関係規定（略）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。略
一～四 略

2, 3 略

4 建築主事は、第1項の申請書を受理した場合においては、同項第1号から第3号までに係るものにあつてはその受理した日から35日以内に、同項第4号に係るものにあつてはその受理した日から7日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

5, 6 略

7 建築主事は、第4項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（略）内に当該申請者に交付しなければならない。

8, 9 略

（不服申立て）

第94条 建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員、都道府

県知事、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の処分又はその不作為についての審査請求は、行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁又は不作為庁が、特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員又は都道府県知事である場合にあっては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合にあっては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について第6条第1項（略）の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に、指定構造計算適合性判定機関である場合にあっては第18条の2第1項の規定により当該指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせた都道府県知事が統括する都道府県の建築審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、建築審査会に代えて、当該不作為庁が、特定行政庁、建築主事、建築監視員又は都道府県知事である場合にあっては当該市町村の長又は都道府県知事に、指定確認検査機関である場合にあっては当該指定確認検査機関に、指定構造計算適合性判定機関である場合にあっては当該指定構造計算適合性判定機関に対してすることもできる。

2 建築審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（略）から1月以内に、裁決をしなければならない。

3 建築審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、特定行政庁、建築主事、建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。

4 第1項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第31条の規定は適用せず、前項の口頭審査については、同法第9条第3項の規定により読み替えられた同法第31条第2項から第5項までの規定を準用する。

第95条 建築審査会の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

○地方自治法

第255条の2 法定受託事務に係る次の各号に掲げる処分及びその不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に代えて、当該不作為に係る執行機関に対してすることもできる。

一 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分 当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣

二 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の処分 都道府県知事

設問2 開発許可関係

(1) 事例1

XはY県知事に対して開発行為許可申請をした(都市計画法29条1項)。Y県知事は都市計画法に定める要件を満たさないことを理由として、Xに対して不許可処分をした(以下「本件不許可処分」という。)(都市計画法35条1項)。

ア 本件拒否処分について不服があるXが、不服申立を行う場合、その相手方はどこになるか。

イ 本件において、Xは行政不服審査法に基づく審査請求を行わずに直ちに訴訟を提起することは可能か。

ウ 行政不服審査法に基づく審査請求と行政事件訴訟法による行政訴訟とを選択できる場合のそれぞれのメリットを考えなさい。

エ アによる審査請求が棄却された場合、その後どのような手続が考えられるか。

(2) 事例2

ア AはB県知事に対して開発行為許可申請をした(都市計画法29条1項)。B県では開発行為許可申請に対する処分の標準処理期間(行政手続法6条)について30日として定めている。しかしながら、B県知事からは申請をした日から30日を経過しても何らの応答もない。この場合、Aは誰に対して、どのような不服申立をすることができるか。

イ 標準処理期間は不作為が違法であることを認定するための基準となるか。

○都市計画法(抜粋)

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(略)の許可を受けなければならない。略

(許可又は不許可の通知)

第35条 都道府県知事は、開発許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。

(不服申立て)

第50条 第29条・・・の規定に基づく処分若しくはその不作為・・・についての審査請求は、開発審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してすることもできる。

2 開発審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日(・・・)から二月以内に、裁決をしなければならない。

3 開発審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。略

設問3 入管関係

本邦に在留する外国人Xは、Xの居住地を管轄するA地方入国管理局に法務大臣宛の難民認定申請を提出した（入管法61条の2）。しかし、法務大臣はXに対し、入管法61条の2に基づき不認定をした（以下「本件不認定」という。）。

- (1) 本件不認定について不服があるXが、不服申立を行う場合、その相手方はどこになるか。
- (2) (1)による不服申立をする場合の不服申立期間について気を付けるべき点は？
- (3) 上陸手続及び退去強制手続について行政不服審査法による不服申立は可能か？

○出入国管理及び難民認定法

(難民の認定)

第61条の2 法務大臣は、本邦にある外国人から法務省令で定める手続により申請があったときは、その提出した資料に基づき、その者が難民である旨の認定（以下「難民の認定」という。）を行うことができる。

2 法務大臣は、難民の認定をしたときは、法務省令で定める手続により、当該外国人に対し、難民認定証明書を交付し、その認定をしないときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。

(審査請求)

第61条の2の9 次に掲げる処分又は不作為についての審査請求は、法務大臣に対し、法務省令で定める事項を記載した審査請求書を提出してしなければならない。

一 難民の認定をしない処分

二～三 略

2 前項第1号・・・に掲げる処分についての審査請求に関する行政不服審査法の期間は、第61条の2第2項・・・の通知を受けた日から7日とする。

3 法務大臣は、第一項の審査請求に対する裁決に当たっては、法務省令で定めるところにより、難民審査参与員の意見を聴かななければならない。

4 法務大臣は、第1項の審査請求について行政不服審査法・・・の規定による裁決をする場合には、当該裁決に付する理由において、前項の難民審査参与員の意見の要旨を明らかにしなければならない。

5 難民審査参与員については、行政不服審査法第11条第2項に規定する審理員とみなして、同法の規定を適用する。

(難民審査参与員)

第61条の2の10 法務省に、前条第一項の規定による審査請求について、難民の認定に関する意見を提出させるため、難民審査参与員若干人を置く。

2 難民審査参与員は、人格が高潔であつて、前条第1項の審査請求に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

設問4 廃棄物処理法関係

株式会社乙川は、平成〇〇年1月25日、C県知事に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）14条4項の規定に基づき産業廃棄物処理業の許可申請及び同法15条1項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の許可申請をした。

株式会社乙川から申請の提出を受けたC県環境部産業廃棄物課の職員は、株式会社乙川に対し、「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（以下「本指導要綱」という。）に従って産廃施設設置が予定されているE市及び地域住民等と生活環境の保全に関する協定を締結するよう求め、この協定締結がなければ申請については留保すると説明した。

これに対し、株式会社乙川は、E市及び地域住民等と生活環境の保全に関する協定を結ぶためにこれまで5回ほど地域住民等と話し合いをしたが、反対ありきで話し合いにならず、最後は話し合い自体を拒否された旨を担当職員に説明した。そして、これ以上は住民対応ができないので、これ以上本指導要綱に基づく行政指導には服従できないので直ちに本申請を正式に受理してほしい旨を述べた。

C県知事は、平成〇〇年4月1日、株式会社乙川に対し、「産廃施設の設置等に当たっては、『産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱』（平成23年C県告示第505号）に定める手続きを経ることとしております。貴社が平成〇〇年1月25日に当該手続きを経ずに行った本申請は、公益を著しく害するおそれがありますので、取り下げし、当該手続きを経た上で申請願います。」との旨を記載した書面を添付の上、本件各申請の申請書を返戻した。

なお、C県知事は、産業廃棄物処理施設設置許可申請及び産業廃棄物処理業の許可申請については、標準処理期間を65日と定めている。

【課題】

株式会社乙川は、C県知事による本件各申請書の返戻に対して、行政不服審査法上どのような審査請求をすべきか。審査請求の趣旨のみを検討しなさい。なお、検討の時点は平成〇〇年4月1日とする。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（産業廃棄物処理業）

第14条 産業廃棄物（略）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（略）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（略）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～17 略

第15条 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～6 略

設問5 生活保護関係

(1) 事例1

Y県A市の住民であるXは、生活に困窮したことからA市社会福祉事務所長（生活保護法19条4項においてA市長より委任を受けている。以下「処分庁」という。）に対し、生活保護法に基づき、保護申請をした。処分庁はXに対し保護開始決定を行った。

その一方で、Xが軽自動車を所有していたため、その所有は認められないとして、処分庁はXに対し、口頭で、その処分を求めた。しかし、Xは軽自動車が通勤に不可欠であることを理由として処分に応じなかったために、処分庁は生活保護法27条に基づき期限を定めて軽自動車の処分をするよう指示をしたが、当該期限までに処分をしなかった。そこで、処分庁はXに対し、生活保護法26条に基づき保護を廃止するとの処分を行った（以下「本件廃止処分」という。）。

ア 本件廃止処分について不服があるXが、不服申立を行う場合、その相手方はどこになるか。

イ 本件において、Xは行政不服審査法に基づく審査請求を行わずに直ちに訴訟を提起することは可能か。

(2) 事例2

Y県A市の住民であるZは、生活に困窮していたことから、A市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し、生活保護法に基づき、保護申請をした。生活保護法24条5項本文によれば基本的には申請から14日以内に保護開始決定を義務付けている。しかしながら、処分庁は特別な理由がないにもかかわらず、申請をした日から14日を経過してもZに対して、何らの応答もなされていない。

この場合、Zは誰に対して、どのような不服申立をすることができるか。

○生活保護法

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（略）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

- 一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
- 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

2, 3 略

4 前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

(申請による保護の開始及び変更)

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。略

2 略

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5 第3項の通知は、申請のあつた日から14日以内になければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。

6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第3項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

7 保護の申請をしてから30日以内に第3項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。

(審査庁)

第64条 第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分・・・についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

(裁決をすべき期間)

第65条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分・・・についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日(略)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

一 行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問をする場合 70日

二 前号に掲げる場合以外の場合 50日

2 審査請求人は、審査請求をした日(略)から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に裁決がないときは、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該審査請求を棄却したものとみなすことができる。

一 当該審査請求をした日から50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合 70日

二 前号に掲げる場合以外の場合 50日

(再審査請求)

第66条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第19条第4項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決・・・に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 略

(審査請求と訴訟との関係)

第69条 この法律の規定に基づき保護の実施機関又は支給機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

事前課題

(事案)

乙は、62歳の男性である。

数年前に心筋梗塞を発病し、肉体的にきつい仕事はできなくなっている。妻とは数年前に死別し、子供はいない。両親は既に他界し、兄弟とは疎遠でここ数年連絡も取っていない状況である。

乙には、住宅ローンを組んで購入した自宅(中古マンション1DK・現在評価額600万円)があり、当該住宅ローンを被担保債権とする抵当権が設定されていた。

乙は、従前、会社員として勤務していたが、住宅ローンを含む多大な債務があり、ここ数年は、債権者からの督促に悩ませられる日々が続いていた。そのため、乙は、60歳で定年退職すると、退職金全額と預貯金を債務の返済に充て、債務は解消するに至ったが老後の蓄えは全くなかった。また、費用がないため抵当権の抹消登記もできなかった。

乙は、継続雇用制度により、従前の勤務先で契約社員として再雇用されたが、事務職から現場作業に配置転換されたため、身体的負担が大きく、また、過去の債権者からの督促によるストレスで精神的に不安定となったことから、2ヶ月ほどで働けなくなり、退職した。退職後、再就職先を探し、夜間警備のアルバイトを始めたが、やはり身体的・精神的不調により数ヶ月で仕事ができなくなった。乙は、雇用保険に基づく失業給付を受けつつ、自分に合う事務系の仕事を探したが年齢的問題もあり、なかなか採用に至らず、失業保険の給付期間も切れ、収入が途絶えた結果、日々の生活費にも困窮するようになった。

保護申請時の乙の手持ち現金(預金)は4万円ほど、これに対し、生活扶助基準に基づく最低生活費は約8万円であった。一方、乙は、20年しか年金保険料を納付していなかった(国民年金法等の一部を改正する法律は施行されていない)。

そこで乙は、甲特定行政書士に相談し、甲を申請代理人として、平成28年9月30日、生活保護法に基づく保護の申請を、乙の居住する東京都A市(1級地-1)のB社会福祉事務所に行った(生活保護法19条4項に基づく事務の委任はなされていない)。

ところが、B社会福祉事務所は、「持ち家があるので、それを処分しなければ保護決定できない。それまで申請書は預かり扱いとする」と言って、以後、なんら対応しなかった。

現在は、同年11月1日である。

*参考 ①生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社保第34号・局長通知)

②生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社発第246号・課長通知)

(設問 1)

乙からの依頼を受け、甲は、行政不服審査法に基づく不服申立を考えているが、どのような不服申立が考えられるか？

(設問 2)

本件において、審査請求を行わず、直ちに訴訟を提起することは可能であるか？

(設問 3)

不服申立を行う場合、その相手方（審査庁 or 処分庁）はどこになるか？

(設問 4)

仮に審査請求が棄却された場合、その後どのような手続が考えられるか？

(設問 5)

(設問 1) で考えた不服申立手法につき、申立書を起案せよ。ただし、手法が複数考えられる場合は、適切と考える 1 個でよい。また、設問に不足していると思う事実関係、事情等があると考えた場合は、任意に付加し、それを前提に書いて良い。審査ではないので練習として自由に記載されたい。

(設問 6)

申請窓口では、代理人による申請は認めないとの運用を行っている社会福祉事務所も多いが、甲特定行政書士がこのような対応をとられた場合、とりうる手段としてどのようなものが考えられるか？

以上